

会 議 録

会議の名称	平成27年度第3回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成28年3月29日(火) 午後2時～3時30分				
開催場所	東村山市役所 北庁舎1階 第2会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 今井和之、郷家和本子、牛木信之、小林冬子、高橋節夫、龍野乗子、根本信子、西尾佐知子、千葉光男、田川東洋子、手賀清春、横田茂樹、高橋千恵子 (市) 河村健康福祉部次長、地域福祉推進課：新井課長補佐、障害支援課：花田課長、小倉課長補佐、宮本事業係長、加藤支援第1係長、西尾支援第2係長、人事課：木村人材育成係長</p> <p>●欠席者：中村一彦、松尾美智夫、阿刀田俊子、澤地かおる、寺田健治</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	なし
会議次第	<p>1. 開会 2. 挨拶 3. 議事(報告) (1) 次期地域福祉計画策定にあたっての市民意向調査について (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行について 4. その他 5. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部障害支援課 担当者名 小倉・宮本 電話番号 042-393-5111 (内線3152・3166) ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会 ○委員13名の出席により過半数を超えているため会議が成立</p> <p>2. 挨拶 ○健康福祉部次長より挨拶</p> <p>3. 議事(報告) ○部会長 議事を進める前に、傍聴者については随時これを許可したいと思いますのでよろしくお願ひします。それでは、議題(1)について、事務局より説明をお願いします。</p>					

(1) 次期地域福祉計画策定にあたっての市民意向調査について
資料1に基づき事務局より説明が行われる

○部会長

ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員A

前回、平成22年度のアンケートの概要を教えてください。

○事務局A

前回のアンケートでは身体障害、知的障害、精神障害、難病等の方で少しずつ内容を変えた4種類のアンケートを作りました。それぞれ共通した設問と、障害特有の設問を設定しました。当時の設問の例を挙げますと、どのような住居に住まわれているか、生活や仕事をする上での不安や困りごと、コミュニケーションを行う上で使われている道具、災害対策に関するご意見などをお伺いしました。次期意向調査につきましては、前回の調査を踏まえた上で、またご提案をさせていただきたいと思えます。

○部会長

他にご意見ご質問がなければ、これで、次期意向調査のスケジュール等については概ねここで了解したということで、よろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

(拍手)

○部会長

それでは、ご了解いただいたということで、次に議題(2)について、事務局より説明をお願いします。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行について

資料2 東村山市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)について人事課人材育成係長より説明が行われる

内閣府作成のリーフレットに基づき事務局より説明が行われる

○部会長

ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員B

法律が施行して、このような要領が適用になると、市の職員は大変だろうな、と思う。でも、市の職員よりも一番大変なのは民間だと思います。私はホテルの宿泊を断られたことがあります。行政よりも、そういった民間の対応に関することが大変だと思います。しかし、これは罰則規定がない。結局以前と何も変わらないだろうなとも思います。

○部会長

罰則さえ有れば良いというわけでもないと思いますが、委員のおっしゃったように、民間が大変ということについてはその通りだと思います。

○委員C

職員の対応要領については、非常に良い物だと思います。私も先ほどの委員の意見と同意見で、行政よりも問題なのは民間だと思います。たとえば、我々が障害福祉社の施設を建てようとする、地域の方の反対がある。そういう困ったときにどちらに相談に行ったらよいのか教えていただきたい。

それともう一点、選挙に関してお聞きしたい。障害があつて文字が書けない場合、投票所では補助人を付けてもらえるのでしょうか。たとえば、候補者の写真を持って行けば、その候補者の名前を書いてもらえるとか、そういうことが合理的配慮にもあたると思うが、今年の夏の選挙ではそういった配慮を東村山市の投票所ではやっていたのかどうか教えてほしい。以上2点質問します。

○事務局B

1点目についてお答えします。まずこの法律は、個人の思想については規制の対象外となっております。地域の方というのが個人なのか、事業者なのかという判断も難しい部分があるかと思いますが、施設建設時の相談先といたしましては、日頃からその事業に関して指導等を行っている機関が対応することとなりますので、認可や指導が東京都であれば、都の担当所管ということになります。特定相談支援事業所は市が指定を行っているため、窓口は障害支援課になります。

2点目については、本日の部会で当市の職員対応要領案についてご意見をお聞きした後、後日、市職員向けに説明会を実施する予定であり、まずは法施行と対応要領について各所管へ説明しますので、選挙に関する委員のご質問、ご意見については、選挙管理委員会事務局へ個別にお伝えさせていただきたいと思っております。

○委員C

1点目について、窓口が曖昧な感じがします。我々は障害支援課に相談に行けばよいということでしょうか。

○事務局B

東京都が指定をしている事業であれば、都の事業所管が窓口となります。市の障害支援課が相談窓口となるものは、現在、障害支援課が事業を指定している特定相談支援事業に関するものが対象になります。

○委員C

1点目については分かりました。2点目の選挙に関しては、東村山市で実施の可能性はありますか。先ほど申し上げた例は、狛江市で実施したと聞いています。なお、東京都では狛江市だけだと聞いています。せっかく持っている選挙権ですから、皆さんに投票してもらいたいと思っています。

○事務局B

可能性があるかどうかは、本日は選挙管理委員会事務局の関係者がおらず、この場でお答えができないので、後日、選挙管理委員会事務局へお伝えさせていただきます。

○委員C

わかりました。

○事務局D

補足します。法律が施行され、罰則もない中で、個人の方まで含めてどの程度強制力が及ぶのかよくわからないというのは、委員の皆さんがおっしゃる通りだと思います。法律に示されている合理的配慮については、選挙においてこれまでも、個別に対応されているところだと思います。意思の表明があれば合理的配慮を行う、ということが法の趣旨でもありますので、事前にそういったことがわかれば、事務局としても対応しやすくなるのではと思います。

相談先については、法律上で主務省庁や主務官庁と表現されているので、事業を認可する担当所管が窓口になるとされています。当市の障害支援課では特定相談支援事業所の指定を行っている程度で、事業の指定権限が広くないのですが、担当の窓口が分からない場合などは、ご連絡いただければご案内できると考えております。

○委員B

職員対応要領案を読んでいると、配慮を断る理由というのはいくらでも考えられるなと思います。例えば、負担が大きいとか。できない理由は、民間においてどこまで当てはまるのか曖昧で分からない。結果的にほとんどのことを断ることができてしまうのではないのでしょうか。配慮をする側と求める側の話し合いの中で、荷が重いということであれば、それで話し合いは終わりになるのか。例えば役所でも、高額なお金がかかるということは正当な理由になるのですよね。でも、その人には困ることでしょう。では、逆にどこまでが差別なののでしょうか。本人が差別だと感じたら差別なののでしょうか。

○事務局B

なかなか難しいご質問ですが、合理的な配慮について、どこまでが過重な負担なのか、法や国の基本指針にも数値等で明確にされておりません。行政においては法的義務、民間事業者においては努力義務となっていることを踏まえると、まずはそれぞれ積極的に対応することが求められています。

○部会長

これまでも様々な課題について、お互いに意見を言い合い、妥協点のようなものを見つけることによって、現在の状況があるかと思います。今回の法施行は、それを一歩進めて、それを条文化したものだと思います。条文化によって、話し合いは今後も続けられることでしょうし、法施行されたことで日本において行政のみならず民間でも、施策が少しずつ進むものと思います。

○委員B

一般的に正当な理由として言われることも、障害の種別によって、受け取る側にとって正当ではないこともあると思います。

○障害支援課長

私どもといたしましても、どこまでが合理的配慮なのか明確に書かれていれば、対応もしやすいのですが、実際には同じ障害種別であっても、年齢や個々の場面で、

合理的配慮の範囲が違うものだと思います。どこまでが合理的なのかを、委員の皆さんで検討していただいて、線引きしていただくことも難しいことと考えております。

○健康福祉部次長

本件に関しましては、本年度に庁内で話し合いを行った際にも、各所管から様々な意見がありました。しかし、こういった法律が施行されるということは、できる・できないに関わらず、いかにその方に寄り添って話をしていくかということが大切であり、会話を深めお互いを認め合っていくということが、この法の趣旨であろうということを説明し、庁内で共通理解させていただきました。この法は施行されて終わりではなく、これが始まりと考えておりますので、今後も引き続きご意見賜りたいと考えております。

○部会長

それでは、ここで10分間の休憩に入ります。

(休憩)

○部会長

再開します。それでは、その他の事項があればお願いします。

4. その他

○社会福祉協議会

障害者週間・福祉のつどい特別企画 発達障害啓発週間展示会についてご案内いたします。障害者週間・福祉のつどいについては、皆様ご存じのとおり、障害者週間・福祉のつどい実行委員会の主催により、市と社会福祉協議会も共催で、障害者の理解啓発事業として、これまで実施しているところです。そちらの実行委員会の取り組みの一つとして、発達障害啓発週間に合わせた資料等の展示会を、4月4日から8日の5日間、いきいきプラザ1階のロビーにおいて実施することとなりました。市役所にお越しの際にはご覧いただければと思います。

○部会長

続いて事務局から連絡事項があればお願いします。

事務局より源泉徴収に関する事務連絡と、次回開催時期について説明が行われる
次回の開催は夏ごろを予定

○部会長

それでは、これにて閉会します。お疲れ様でした。